

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ

号外 (十) 令和二年四月一日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十号

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員服務規程（昭和三十年岐阜県訓令甲第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「常時勤務する者」を「勤務する一般職の職員」に改める。

第三条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「岐阜県職員等の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年岐阜県条例第二号。以下「服務宣誓条例」という。）第二条」に改め、「人事課長」の下に「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二の二第一項第一号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、所属長」を加え、同項を同条とする。

第五条第一項中「職員は」を「職員（会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。）は」に改め、同条第二項中「第三条の」を「服務宣誓条例第二条に規定する」に、「のち」を「後」に改め、同条第三項中「知事」を「これを知事」に改め、同条第四項中「亡失」を「亡失し」に、「き損した」を「毀損した」に改める。

第六条第一項中「職員は」を「職員（会計年度任用職員を除く。）は」に改め、同条第二項中「左えり部」を「左襟部」に改める。

岐阜県公報 号外 毎週

（火曜日）
（金曜日）

発行

（休日）
（休日に当たる）
（ときは翌日）

令和二年四月一日

第七條を次のように改める。

(出勤簿)

第七條 職員の出退勤は、人事給与システム(電子計算機を用いて人事及び給与に係る文書の收受、起案、回議、決裁等を行うための情報システムをいう。)を用いて出勤簿に記録する方法により管理するものとする。

2 前項の出勤簿は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 別記様式第四号

二 時間額で定める報酬の支給を受ける会計年度任用職員 別記様式第五号

第七條の二第一項中「職員は」を「職員(会計年度任用職員を除く。第三項において同じ。)」に改め、同条第三項中「欠勤」を「欠勤」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「場合は、」を「場合においては」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員は、岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和二年岐阜県規則第十四号)の規定により、年次休暇を使用しようとするとき又は年次休暇以外の休暇を使用し、若しくはその承認を受けようとするときは、知事が別に定めるところにより、あらかじめ届又は申請書を提出しなければならない。

第七條の四中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削る。

第七條の五の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条中「職員」の下に「会計年度任用職員を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員は、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員その他これらに準ずる職を兼ね、自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合においては、知事が別に定めるところにより、届を提出しなければならない。

第十二條中「職員」の下に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に正規の勤務時間以外の時間において勤務を命ぜられたときは、これに従わなければならない。

第十七條の見出し中「の期限」を削り、同条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、後段を削る。

第十七條の三を削る。

第十七條の四中「起し」を「起こし」に改め、同条を第十七條の三とする。

第十八條の二中「職員」の下に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、「退職しよう」とを「退職(定年退職又は任期満了の場合を除く。)」をしよう」とに改め、同条に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員は、退職(任期満了の場合を除く。))をしようとするときは、退職願(別記様式第十一号)を所属長に提出しなければならない。

第十九條及び第二十條を削り、第二十一條を第十九條とし、第二十二條を第二十條とする。

別記様式第四号及び別記様式第五号を次のように改める。

様式第4号(第7条関係)

年用	職名			職員コード番号			氏名			異動月日			旧所属			年次休暇		欠勤
	月																	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
															小計			

職員コード番号		氏名			年次休暇		欠勤	
月								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
備考					年次休暇 前年残日数	小計 合計		

様式第 11 号 (第 18 条の 2 関係)

別記様式第十号の次に次の一様式を加える。

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

退 職 願

所 属 名

職 名

氏 名

印

生年月日

年 月 日

生

わたくしは、次の理由により

年

月

日限り

退職したいので願います。

理 由

(詳細に記入すること。)

附 則
この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社